

2018-19年度 国際ロータリー会長

バリー・ラシン

Weekly Report Niigata



国際ロータリー 2018-19 年度テーマ

インスピレーションになろう



2018~19 年度 新潟ロータリークラブ会長

若槻 良宏

新潟 RC 9月第 4例会 (2018.9.25) No.3250

(1) ロータリーソング「それでこそロータリー」斉唱

(2) 若槻 良宏会長挨拶

皆様こんにちは。既にご案内のとおり、第2560地区からの要請を受け、平成30年7月西日本豪雨被害の義捐金として新潟RCから283,500円を第2560地区に送金しました。この寄付金は7月、8月、9月のミリオンダラー・ミールにより捻出しました。その後、第2560地区から、各クラブから集まった義捐金6,165,659円に、第2560地区の会計から134,341円を加え、第2670地区(愛媛・香川・高知・徳島)、第2690地区(岡山・島根・鳥取)、第2710地区(広島・山口)に210万円ずつ送金したとの連絡がありましたので、皆様にご報告させていただきます。皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。

次に、第2560地区の2017-2018年度(新保年度)の地区 資金決算報告書(案)が届きました。決算については、11月の 地区大会で審議されることになっておりますので、これに先立 って、新潟RCの理事会において審議したいと考えております。 役員・理事の皆様には決算報告書(案)を送付しますが、役 員・理事以外の方で内容を確認したいという方はお申し出くだ さい。

さて、本日は、私の職業に関連して、法務トピックスについて お話をさせていただきます。本日のテーマは、「民法の債権法 (契約ルール)の改正」についてです。民法改正法案が第193 回通常国会で成立し、平成29年6月2日に公布されました。改 正法の施行日は平成32年4月1日(2020年4月1日)です。今 回の改正は、契約ルールについて約120年ぶりの全面改正 であり(現在の民法は伊藤博文さんが総理大臣のときに制定さ れたものです。)、個人や企業の事業活動に大きな影響を与 えるといわれています。なぜかといいますと、民法は「私法の 一般法」として、企業を含む私人間の取引関係、権利義務関 係に広く一般的に適用される法律であり、企業を含む私人間 のあらゆる法律関係は民法の規定やルールを出発点として構 築されているからです。改正の目的は、①わかりやすい民法 を作ること、②現代的な民法を作ることにあり、私は、契約社会 への誘導を企図したものであると理解しています。改正の全体 像について、大まかにいいますと、①従来の民法上のルール を変更する部分や新たに民法上のルールを設ける部分(ルー

ルの変更新設)と、②従来の判例理論や学説上一般に認められてきた理解を明文化する部分(判例学説理論の明確化)があります。

具体的にどのように変わるのかということですが、本日は、売 買のルールについて少し説明させていただきます。売買のル ールについては、瑕疵担保責任の変更が重要になります。現 行民法は、売買契約の目的物に「隠れた瑕疵」があったときは、 契約の解除、損害賠償の請求をすることができると規定してい ます(現行民法570条、566条)。これに対し、改正民法は、 「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の 内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目 的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行 の追完を請求することができる。」と規定しました(改正民法56 2条1項本文。解除、損害賠償請求も可能。)。新しい民法では、 「瑕疵」という概念がなくなり、「契約不適合」という概念が用い られることになりました。ビジネスへの影響としては、今後は、 契約の内容の明確化が求められることになります。「隠れた瑕 売買契約の目的物の種類、品質、数量に関して、「契約の内 容」を明確にしておく必要性が高まるのです。なぜなら、そもそ も契約内容が不明確であれば、その契約内容に関して「契約 不適合」を主張、立証することが困難になるからです。契約の 目的物に不具合があった場合の追完の請求、代金の減額の 請求、契約の解除の可否、損害賠償の範囲については、いず れも契約書の記載が重要になります。今後は、契約内容を明 確にし、その詳細を売買契約書に盛り込んでいく方向に進ま ざるを得なくなると考えます。契約書の記載が決定的に重要に なり、欧米流の契約書社会へ進んでいくものと思われます。上 記の他にも、①保証人の保護を図るための規定の整備(事業 性借入についての公正証書ルール、根保証における極度額 の定め等)、②時効制度(時効期間を5年に統一する等)、③ 変動利率制の採用、④定型約款規定の新設等、重要な改正 が行われます。

今回の改正を契機に、取引関係、契約関係が見直されていきますので、今回の改正は、自社に有利な内容に変更していくチャンスでもあり、また、逆に不利益に変更される危険もあります。 適切に対応すればチャンスになり、対応を誤るとピンチになります。 大企業のみならず、中小企業・個人事業者にも契約

書による備えが必要な時代になっているといえます。 各社の実情に応じて、対応を検討していただければ と存じます。

本日は、民法改正についてのお話をさせていただき ました。法改正を契機に皆様のビジネスが発展することを祈念し、会長の挨拶とさせていただきます。

(3) 一年交換学生Rane Biekerさん挨拶

(4) 高橋 康隆ごフル同好会会長報告

9月23日開催のコンペ結果 7名参加、優勝高橋 康隆君、準優勝 吉田和弘君 三位 小飯田澄雄君、 次回は10月21日を予定しております。

(5) 各種ご寄付の発表 ロータリー財団寄付発表(秋山 博一委員)

内田 直紀君

米山奨学会寄付発表(新田 幸壽委員長)

田村貫次郎君 内田 直紀君

 田中堅一郎君
 細野 義彦君

 小林
 悟君
 津久井勝之君

 小木
 將綱君
 石川 治壱君

 佐藤
 邦栄君
 本間 剛三君

 内田
 直紀君
 高橋
 秀松君

 田村貫次郎君
 小林
 敬直君

本間 彊君

(6) ニコニコボックス紹介(若杉 武委員長)

・徳永 昭輝君 平成30年9月23日 クラブのゴルフコンペに参加、参加者7名、7分の1に期待して。①前日 タ方練習場へ②バンカーショットが最近思わしく無く古いサンドエッジに変えるなど準備万端。③終わってみると、今までにない最高打点で終わる。④そろそろゴルフを止めようかと思いながら懇親会に参加⑤みんなに慰められ、ついに高橋会長から「スコアーカードを提出しなくても良いから是非参加を・・・」と慰められて、ついにニコニコに投稿することになりました。「涙ぼろぼろ・・・」

・高橋 康隆君 ゴルフ同好会の9月コンペで優勝しました。

・山本 正治君 先週、3つ良い事がありましたのでニコニコしています。①結婚50年(金婚式)でした。お花ありがとうございます。②新潟で「日本診療情報管理学会」を開催しました。全国から1800名参加がありました。③新潟日報事業社から「マイウエイ学長の記録」を出版しました。ご関心のある方はただで差し上げます。

(7) 会員スピーチ

「大河ドラマと放送法」 NHK新潟放送局局長 矢野達史君



「新潟信用金庫の存在意義と役割」 新潟信用金庫理事長 小松茂樹君



(8) 9月25日例会の出席率 72.73%会員数 92名(出席免除会員 7名)出席者 64名(出席免除会員 3名を含む)(2週間前メーク後 82.42%)

10月9日の例会予定 卓話「日本のロータリークラブ誕生と米山梅吉の思想」

新潟ロータリークラブホームページアドレス http://www.niigatarc.jp/

新潟経営大学 堀 峰夫学長